



2007年6月1日

各位

株式会社三菱ケミカルホールディングス
本店所在地 東京都港区芝四丁目 14 番 1 号
代表者名 代表取締役社長 小林 喜光
(コード番号 4188 東・大第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 荒木 寛孝
TEL . 03-6414-4870

米国バーベイトム社に係る訴訟判決について

当社は、当社の連結子会社である米国バーベイトム社(Verbatim Corporation、以下「VERBATIM」)よりブラジル連邦共和国アマゾナス州マナウスの裁判所にて係争中の訴訟の下級審判決について、本日、以下のとおり報告を受けましたのでお知らせします。

1 訴訟の経緯および概要

訴訟の当事者

原告： DPC-Empreendimentos Industriais Ltda. (DPC)

被告： VERBATIM

訴訟の概要

VERBATIM は、VERBATIM の子会社を通じ、DPC との間に、フロッピーディスクの製造を行う合弁会社を 1981 年に設立したが、その後、合弁会社運営上の問題から、VERBATIM は 1991 年、DPC に合弁契約の解約を通知し、同時に商標使用許諾契約を解約、ブラジルにおいてバーベイトム社ブランドの製品の輸入を開始した。

これに対して、1996 年に DPC からバーベイトム社ブランド製品の輸入は商標権の侵害にあたるとして訴訟が提起されていたが、今般、その侵害に対する損害額につき判決が出された。

判決

2007年5月29日(現地時間)に公示された下級審判決には、VERBATIMが支払うべき金額が明示されておらず、VERBATIMが同社の弁護士から得た情報によれば、支払うべき金額は原告が請求を申し立てた金額であり、その額は、377百万リアル(日本円換算約235億円)であるとのこと。

2. 今後の対応

VERBATIMとしては、合弁契約と商標使用権許諾契約は有効に解約され、商標の侵害自体がなかったものと判断しており、本判決はその主張と全く相容れないものであります。加えて、公示された判決には支払うべき額の記載がなく、原告の請求額をそのまま容認したことについての理由も示されていないなど、今回の判決には、何ら合理性を認めることはできません。従いまして、今回の判決については、現在、判決内容の不服及び判決の執行停止の申し立て手続きを進めるとともに、上級審における審理の請求についても準備を行なっております。なお、当社グループは、VERBATIMの主張を全面的に支持し、必要な協力を行ってまいります。

また、マナウスにおけるこの訴訟に関連して、DPC社との間では、サンパウロ州サンパウロにおいても合弁解消の確認と商標権侵害につき訴訟があり、商標権侵害についてはDPCが取下げ、合弁の解消についてもVERBATIMに有利な判決が出されております。

なお、上記のような状況ですので当社は、今期連結業績予想の修正を行う予定はありません。

【米国バーベイトムの概要】

- (1) 社名 Verbatim Corporation (1990年5月にEastman Kodak社から米国三菱化成(当時)が買収)
- (2) 所在地 1200 W. T. Harris Boulevard, Charlotte, North Carolina 28262 USA
- (3) 代表者 Randal Queen
- (4) 資本金 US\$50
- (5) 売上高 US\$186,503,000 (2006年1月~12月)
- (6) 従業員数 66名
- (7) 資本構成 三菱化学メディア株式会社100%出資
- (8) 主な事業内容 記録メディア製品の販売

以上